

令和3年1月5日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「令和3年度税制改正大綱について」

令和2年12月10日に税制改正大綱が公表されました。

今回の改正は、ウィズコロナの経済再生を中心にデジタル社会・グリーン社会の実現を目指した内容となっています。

[1]個人所得課税**(1) 住宅ローン控除の拡充（～令和4年12月までの入居が対象）**

控除期間13年間の特例が1年間延長になり、床面積要件の下限が50㎡から40㎡に引き下げられます。ただし、40㎡以上50㎡未満の場合は合計所得金額が1,000万円以下の者に限ります。

(2) 退職所得課税の適正化（令和4年～）

勤続年数5年以下の法人の役員等以外の退職金についても、「退職所得控除額+300万円」を超える部分について2分の1課税の適用が無くなります。

[2]法人課税**(1) 所得拡大促進税制の見直し（令和3年4月～）**

従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という2要件が、①雇用者給与等支給額が1.5%以上増加という1要件に見直されます。

(2) 「カーボンニュートラル促進税制」・「デジタルトランスフォーメーション促進税制」の新設

脱炭素化・デジタル化に取り組む企業として認定を受け、一定の要件を満たした設備投資をした場合には特別償却または税額控除が認められます。

[3]資産課税**(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与税の非課税措置（～令和3年12月まで）**

令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における贈与税の非課税限度額を次のとおり引き上げられます。

①消費税率が10%の住宅を取得した場合⇒ 現行：1,200万円 改正案：1,500万円

②上記以外の住宅を取得した場合⇒ 現行：800万円 改正案：1,000万円

(注) 上記の非課税限度額は省エネ等住宅の場合です。一般の住宅用家屋の場合は上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額となります。

(2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

令和3年度限りの措置として、宅地等及び農地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額となります。